

あります。

また、虚偽の申告をした場合も、罰金等を科せられることがあります。

6 償却資産の調査

資産税係では、償却資産の申告書などを基に、調査を実施します。

調査は、事業用資産の所有者を対象に、減価償却明細書・固定資産台帳などと申告内容との照合や確認などを行うものです。資産税係の事業所訪問、または、関係書類の写しの郵送提出で調査を実施します。ご協力をお願いします。

申告は平成27年
2月2日(月)までに

平成27年度分の申告は、平成27年1月1日現在に事業用の償却資産を所有している人が対象です。申告の締め切りは、平成27年2月2日(月)です。期日までの申告をお願いします。

税務課 資産税係

042・1291

表1 償却資産の種類および資産例

※具体例以外のものでも、償却資産に該当する場合がありますので、お問い合わせください。

資産の種類			具体例
1	構築物	構築物	看板(広告塔など)、舗装路面、駐車場(周壁がないもの)、緑化設備、庭園、門、塀、堀、側溝、煙突、焼却炉、鉄塔、鉄柱、トンネル、橋、ビニールハウス、カーポートなど
		建物 建物附属設備	プレハブなどの建物で基礎がないもの、建築設備のうちで家屋評価に含めない資産(自家発電設備、受変電設備、蓄電池設備、電話設備、厨房設備、移動・可動性間仕切りなど) ※テナント(賃借人)が取り付けけた建物附属設備・内部造作等で、テナントに所有権が留保されているものは、テナントに申告義務が生じます。
2	機 械 ・ 装 置		各種製造・加工設備、印刷設備、ガソリンスタンド設備、耕運機などの農機具(車両を除く)、土木建設機械(パワーショベル、ブルドーザー)など
3	船 舶		漁船、貨物船、客船、砂利採掘船、遊覧船、ボートなど
4	航 空 機		飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
5	車 両 ・ 運 搬 具		大型特殊自動車(分類番号が「0、00～09、000～099」「9、90～99、900～999」の車両)、構内運搬車など ※自動車税・軽自動車税が課税されるものを除く
6	工 具 ・ 器 具 ・ 備 品		机、イス、ロッカー、応接セット、テレビ、ラジオ、音響機器、陳列棚、陳列ケース、ルームエアコン、冷蔵庫、洗濯機、室内装飾品、各種工具(測定、検査、切削、治具、型、鍛圧、打抜など)、家具、電気機器、ガス機器、事務機器、通信機器(ファクシミリ、LAN配線、パソコン、コピー機、レジスターなど)、時計、測定機器、自動販売機、光学機器、看板、広告器具、容器・金庫、理・美容機器、医療機器、娯楽器具、スポーツ器具・興行用具など

合宿免許と同等
最短 **16** 日!
1月5日から4月4日まで、土・日・祝日休まず教習!
学割・グループ割あり。2時限まで補習料金無料。
定員がありますので、申込みは、今すぐ!!

すっきりと、さわやかに、きもちよく
須崎自動車学校
高知県須崎市多ノ郷甲4481番地
電話 0889-42-0655
0120-938-198